

# 經濟論叢

第七十一卷 第二號

---

ブルジョア經濟學の俗流化と民族問題

…………… 出口 勇 藏 (1)

實業同志會の向背 …………… 市 原 亮 平 (11)

庄屋リコールの問題 …………… 編 堀 江 英 一 (31)

は し が き …………… 堀 江 英 一

徳川時代における山城國の農民闘争 …………… 大 槻 弘

備中倉敷における新祿古祿の抗争 …………… 内 藤 正 中

ドイツ鐵鋼業の管理形態 …………… 中 村 忠 一 (49)

---

[昭和二十八年二月]

京都大學經濟學會

# 徳川時代に於ける山城國の農民闘争

— 川島村における庄屋リコールについて —

大

槻

弘

黒正徹氏の「百姓一揆年表」に準據し、山城國のもののみを整理配列してみると次の通りである。

見られるように、わずかに七件であり、その中三件は共通の原因と廣地域にわたる鎖の一環として起つてゐる。すなわち天

明六年は輝津・和泉・大和・山城の畿内一円で、等しく米價暴騰の原因とする。翌七年は全國的な凶作の年に當り、全國發生件數二五件中、天草の領主横暴による打毀を除けば、總てが飢饉を原因とし、大半が打毀であつた。同じく全國凶作の年、天保七年は總件數二六件の中、凶作・飢饉を原因とするもの二三件で壓倒的比重を占める。こうした中で町人一揆を含み三件が

1801-1802  
#1  
#2  
#3  
#4  
#5  
#6  
#7  
#8  
#9  
#10  
#11  
#12  
#13  
#14  
#15  
#16  
#17  
#18  
#19  
#20  
#21  
#22  
#23  
#24  
#25  
#26  
#27  
#28  
#29  
#30  
#31  
#32  
#33  
#34  
#35  
#36  
#37  
#38  
#39  
#40  
#41  
#42  
#43  
#44  
#45  
#46  
#47  
#48  
#49  
#50

山城國百姓一揆年表

年代	月	地域	原因又は要求	形態	出典
明和年間	不明	鎌喜郡	新田開發反對	強訴	日本老農傳
天明九	一〇	伏見	魚類賣捌問屋設置反對	強訴	御大禮記念伏見町誌、伏見義民傳
〃五	九	伏見	苛斂誅求(町人)	越訴	東淺井郡志、深宣誌、伏見民政誌、伏見義民傳
〃六	五	不明	米價暴騰	暴動	日經叢
〃七	六	伏見	飢饉	打毀	大日本農史
天保七	一一	嵯峨	凶作	強訴	浮世の有様
元治元	一一	木津郷	御入用免ニ付不満	暴動	木津三浦氏書留

備考 明和年間の強訴は三橋時雄助教の増補による。

註 (1) 經濟史研究第一七卷第三号

幕府直轄領の伏見に集中しているのは、入組支配を特徴とする山城の場合特に注目しよ。尙時代をさかのぼり畿内の件數をみれば、慶長八年(一六〇三)から貞享四年(一六八三)にかけて四件で、總件數一六二件の二・四%を占める低率であるが、山城國では皆無という著しい特質がくつきり現われてくる。

註 (2) 林基氏「近世における階級闘争の諸形態」八頁

周知のように、室町末期先進地<sup>(1)</sup>畿内においては農民の經濟的地位の向上に伴つて、莊園を越えた村落結合が形成され、反領主闘争を積極的に展開した。殊に莊園勢力の最後の堡壘である山城國は土一揆・國一揆の典型的な代表地域であり、西ヶ岡地帯を中心に正長元年(四二八)から天正一五(一五八七)に亘る約一六〇年間に五四件<sup>(2)</sup>という他國に全く類此をみない頻發さで繼起した。これら農民闘争の諸成果が徳川前半期に影響したと

しても、黒正氏「年表」によれば遙かに減つてゐる。然しそれにもかゝらざ地道な闘争があつたのである。もし農民にして中世末の傳統を繼承するものがあれば、山城國の特殊的條件に因んだ形態をとつたため、自ら顯在化せず、不明のまま今日に至つたのではなからうかと考え、これら地道な諸闘争の抄述を試みたのが小論である。

註(3) 地方史研究協議會編、「地方史研究必携」一二三頁

山城國の特殊的條件と云つた場合、當然ながら古島敏雄氏編「寄生地主制の生成と展開」を想定する。特に川嶋村は久我村の北西約四軒の地点に位し、西ヶ岡丘陵の最北部、桂川の西岸で、たゞ山陰街道に沿うことを除けば、地理的にも又社會・經濟的にも環境が略々等しく、久我村の基本的諸特徴はそのまゝ當撮まるのではないかと思う。尤も資料不足のため斷言を諱るが、しかし古島氏の擧げた指摘の通り、①京都近郊村としての稲單作地帯、②連年の水害、③庄官名主層<sub>II</sub>地侍の封建貢租擔當者化、④商業・高利貸資本による土地保有の集中、⑤土地喪失者<sub>II</sub>小作人の廣汎な存在、⑥小作料の高額性、⑦地主の強力的な支配力、⑧複雑な入組支配等々の下部構造の構成は相似性をもつたであらう。小論では「全生生活的に地主に對しては物のいへぬ關係に立つてゐる」小作人の動靜を闘争

の側面から併せて眺めてみたい。尙資料として引用した古文書の總ては、川嶋村革嶋家所藏のものに據つた。

註(4) 後述の諸闘争の大半は水害の年に發生してゐる。

(5) 歴史學研究、第一三八号「中世土臺の土地所有形態に關する一資料」において紹介された強豪名主革嶋家は幕藩体制成立後、本百姓として定着し、正徳三年では高三八石四斗一升であつた。徳川中期以降の記録によると郷土として苗字帶刀を許されている。

(6) 古島敏雄氏編「寄生地主制の生成と展開」第一・二章  
(7) 古島敏雄氏編「前掲書」一八頁

二

元文五年（一七四〇）九月十五日付で二通の口上書が、「庄屋治左衛門取込ニ付御殿へ願出」として提出された。一通は「庄屋役之儀頭百姓之内宇兵衛・平右衛門右兩人之者江被爲仰付被下候」と言い、他は前年寄久右衛門の跡役がまだ決定してゐないため、暫時的措置として、「一年寄役之儀頭百姓之内市兵衛ニ相極メ爲相務申候ニ付……御用之時分者右市兵衛に被爲仰付被下候」と云うのである。假令庄屋の取込暴發から罷免に至る經過を明かにしえなくとも、(一)二通の口上書に頭百姓以下三四人の連記署名、(二)次に述べる「御取ヶ米帳」に看取しうる本

百姓の零細化(小作人化)、(三)大水害の年に當る同年は減免高の割合の順位において享保—明治の中で第三位等から激しい對抗關係を充分推量しえよう。

註(1) 古島敏雄氏編、前掲書 五三頁

京都周辺の村落が一般的に小村で、しかも各村が入組支配の所領關係をもつていたことは一つの特質であり、川嶋村とて決して例外たりえなかつた。川嶋村は鷹司以下七領主が割據し、總村高一、三〇五石一斗一升五合の中、八九%の大部分を公家が占め、殘餘を寺院三者が領有する。この形態を表示すれば次の通り。

川嶋村入組支配の形態

領主	石高	比率
料御 御 料御	石斗升合 46.79	4 %
料御 仙洞	406.27	31
司 隴	537.7	41
屋 竹	180.	13
寺 藏 寺	59.355	5
寺 輪 寺	50.	4
本坊 八幡橋	25.	2
計	1,305.115	100

庄屋リコールの問題

備考

京都府教育會葛野郡部會編纂「京都府葛野郡史概要」九三頁

葛野郡各村の入組支配の形態

村名	領主數	村高	戸數
石			
太 秦	4	1,872.	173
松 尾	3	298.4068	42
谷	3	395.966	55
梅 津	3	1,258.7	?
西梅津	5	286.579	16
嶮 俄	7	1,963.	41
下嶮 喉	5	419.696	41
花 園	5	880.7	90
梅ヶ畑	3	202.37	93
岡	6	606.612	?
下津林	?	720.17	?

備考

京都府葛野郡史概要

元文五年の「御取ヶ米帳」の高五三〇石七斗は右表の鷹司の石高に照應し、又同帳に「名前歩役相勤候百姓」として記載された者は口上書に署名する惣百姓三四人と一致する。この二点から願書差出しの名宛は鷹司であり、惣百姓とは鷹司領の本百姓であると判明し、自動的に當事件が川嶋村鷹司領内に生じたことを知ると同時に、相對立する者の經濟關係及び社會的背景

の考察を可能にする。取ヶ米帳の内譯を紐替えてみると次の通りである。

元文五年川嶋村薩司領御取ヶ米帳内譯

	高	石
石斗升合		
村内百姓持高	350.3.4.5	
{本百姓 (34人) 小前百姓 (22人)	石	265.6.3.4
		87.7.1.1
寺院、講田等	64.1.2.8	
隣郷出作高	23.5.2.2	
惣村分	74.8.9.6	
御直納地高	6.7.2.8	
永荒地	11.0.8.1	
計	530.7.0.0	

備考 定免五ツ二分

右表では本百姓一人當りの持高が算術平均にして七石八斗一升三合弱であるに對し、小前百姓では三石八斗という何れにしても極めて零細な經營であることが摘出される。罷免された庄屋治左衛門の持高は六一石三斗八升三合、同じく年寄久右衛門は九石八斗六合であり、殊に前者の並外れた持高は土地保育の

集中の大成化と村内における廣範な強力的支配を優に想像せしめる。これに對極し、庄屋に推薦され、新しく登場した頭百姓宇兵衛は四石六斗一升四合、同じく平右衛門は八石三斗八升六合、又年寄役を新しく執務する頭百姓市兵衛は七石八升二合という平均持高以下の農民が少くないのである。この對蹠的な型からして、惣百姓が團結し、庄屋取込の非行を厳しく追求してやまず、遂にその交替の段階まで成果を發展しえたことは、地味な村内問題ながら彼等の政治的勢力並びに意識水準が決して低くなかつたことを證明する。尙この場合注意を要するのは入組支配の複雑性であり、隣郷出作高として取ヶ米帳に計上されている如く、村外と接觸を保つか、或は村内では二領主以上になつたつて多かれ少かれ田地の所有乃至は小作關係の締結があつたと予測される。

註(1) 計算するに當り、革嶋瀬左衛門の高八七石三斗六合並びに庄屋治左衛門の高六一石三斗八升三合を加えた上で算出したため、もしこの兩者を除外して平均するならば、更に高の平均値は低下し、全く零細となる。

元文五年の翌年、寛保元年は庄屋一件の緊張した氣配をそのまま受入れ、微妙な抗争に終止したのではないかと思う。すなわち地主連合なる組織の再確認を圖り、同年十一月「地主仲ヶ

註(2)

元文五年川嶋村鷹司領持高階層別構成

持高	(土地所有)	戸數	比率	階層内總持高	比率
75石以上	(5町以上)	1) 戸	%	石	
45石~75石	(3町~5町)	1} 2	3	148.689	38
30石~45石	(2町~3町)	0}		.	
22.5石~30石	(1.5町~2町)	0}			
15石~22.5石	(1町~1.5町)	0} 8	13	82.356	21
12石~15石	(8反~1町)	2}			
7.5石~12石	(5反~8反)	6}			
6石~7.5石	(4反~5反)	5}			
4.5石~6石	(3反~4反)	5} 46	76	119.303	31
3石~4.5石	(2反~3反)	7}			
1.5石~3石	(1反~2反)	13}			
1.5石以下	(1反以下)	16}			
社寺等		5		38.656	10
計		61	100	389.004	100

〔備考〕元文五年の鷹司領御取付米帳より作成、尙講田、惣取付米帳内譯と合せて参照されたし。

庄屋リコールの問題

第七十一卷

一五二

第二號

三七

間中」の申合事項を觸書形式で結晶させ、露骨に惣百姓の團結に對抗を挑むと共に「御公儀御法度」の楯と「定置候村法度」の矛に據され壓迫を加重して来た。中小農民に履行を強要した主項目を列擧すると次の通りである。

一山川惣而村普請等之節聊之儀申立我儘ニ不參之者有之候目分相互ニ遂吟味相勤可申候尤病氣無據用事差支有之候節者其譯肝煎方へ相違肝煎了簡請可申候事

一御公儀様御本所様歩役並ニ御廻状等之御公用自分村中家別廻リニ相勤無遲滞大切ニ相勤可申候云々

一年貢銀之儀向後銘々地主方へ先納後納共ニ相定候日限無滞相立可申候尤直段之儀者本御所儀御直段を以地主仲間相定候通ニ可相納候事

一年貢之儀ニ不限惣而百姓中聊之申合之儀をも徒黨仲間敷仲間へ願出候事向後可爲無用候併無據願之品有之候ハ、銘々地主へ相親地主指圖次第ニ可仕儀尤願之品ニ寄地主或ハ庄屋年寄へ相違可申候事

一件間抱之荒林場内外草者格別下枝堅切取申間敷候尤銘々地主抱之林場之外他株之林場へ狼ニ入込申間敷候自然林場之立毛銘々地主又者他株之立毛ニ而も要用ニ付申請候ハ、字何と申所何程申請候譯地主方々書付取候而年寄代方へ相渡

可申候勿論年寄代方も地主方へも相尋可申候事

一百姓之内京都往來之節松葉切取持出シ候者有之候是等之族者同百姓組之内互ニ致吟味不届無様ニ可致候自然不吟味ニ而抱觸立毛切株等有之候ハ、組之内本人同前可爲不届候事

一惣百姓近年風儀不宜不作法ニ而仲間中へ對失礼而已有之不届ニ候自今無禮無之様ニ可致候殊ニ近年不作申立假初ニモ

百姓中徒黨ケ間敷年貢等不納致難澁剩不禮過言等有之不届ニ候自今以後惣百姓中相互申合仲間中へ對失禮無之様ニ相

尋可申候事

一毎月人足五人宛家別ニ銘々地主方へ差出候儀相定候先格ニ

候得共京都居住之者々是迄不及其儀候然共此旨先格之通無違書可相心得候事

以上の諸項目は何れも村落共同体内の地主及び徴税の末端機構としての村役人の支配を益々強固にする核心であり、農民の成長を抑壓し、活動を禁壓する意圖以外の何ものをも表明しない。更に後書では「右ヶ條者新田開發之節々仲間中相定百姓中へ申渡置候品ニ候得共近年致忘却候者モ有之候哉不了簡之族有之候故今般彌相改申渡候」と庄屋リコールを主軸に露する下層農民の運動のため、地主仲間が再び村法度を強調せねばならぬ。歴史の意味を明言すると共に、「不得心之輩者地主方江早速

相傳名前書付當役人方へ差出可申候、仲間參會之上、にて作略可有之候」と單獨では解決しえぬまで進化した擴がりをもつ農民の闘争とこれに對決する地主の決意の程を披瀝している。この觸書がどの程度の威力をもち、地主仲間が如何なる形で現實に實力を發動したか、又惣百姓以下小前百姓が如何にかゝる圧力を排除して行つたかは明瞭でないが、激しい拮抗關係を内包し續けたことは確かである。

### 三

寛保元年から下ること八五年、天保七年（一八三六）八月再び川嶋村屬司領に庄家リコールと減免・救米要求問題が起つた。

五月種付前から八月にかけて、雨續きの悪天候に終始したこの年は八月一三日の大暴風雨に至り、畑作は勿論田作收穫の大半を流失し、小作人の生活は特に難澁の極点に達した。再三にわたる地主高持えの減免要求の結果、一反に付一斗五升宛の引方を得るも、「是逆も下作人一統々心底ニハ不相叶儀候」というのであるから、略々時期を同じくした庄屋罷免一件の展開は、正に村内秩序の危機的様相の上に成り立っていたのである。

八月二六日夜以來三日間、万願寺に集つた村方一統の大衆討議で庄屋治左衛門を徹底的に彈劾すると共に、一統同心の大事を圖るため連判狀が作成された。「一統之中豊人に而も二心有



之もの見當り候得者村方一統よりふつき合可致候」と結束の堅固さを表明したが、連判加盟者一・二八名の中に頭百姓宇兵衛以平・小高持・無高百姓を網羅した点は、中程から屬司年寄三郎兵衛・宗五郎のみならず、仙洞領庄屋要市郎、同年寄清兵衛、竹屋領戸屋清左衛門をも一味同心に加担せしめたことと合せて先の元文五年に較ぶれば優れた特質である。川嶋村の最有力者郷土草嶋兵庫を名宛として連判状が託された時、村内の兩勢力は既にその歸趨を決して、庄屋治左衛門は一方的に孤立化するばかりであつた。他方、對外的には代官に對して、「株中者不申及余株之者共も一同不得心に付右治左衛門 御呼出之上御亂の儀左恐加判者共方偏に奉願上候」との願書を提出し、鋭く迫つた。

治左衛門は三〇余年間、庄屋に在任したため、その罪科の禍根は相當深く、親類の頭百姓新兵衛をも敵對者に廻すのであつてみれば、下層農民の圧力が甚だ強固であつたと共に彼個人は余程の惡辣兇鬼と思われる。次に罪状答申の中から主要なものを擧げよう。

一 庄屋宅ニおひて例年免割之節小入用帳ヲ百姓一同ニ得心いたし候様識可聞義先例之處治左衛門義四・五年以前より不諱聞事。

一同人自宅並ニ門普請之節村中一統之山へ踏込無相談我漫ニ

### 庄屋リコールの問題

樹木伐取普請ニ相用事。

一同人儀村方一統之山へ踏込無相談貳年斗りも我漫ニ下木かり取同人焚木に相用事。

一村方一統の字荒毛與中林ニ生立候松ノ木他へ賣拂其代銀自分取込事。

一村方百姓之内治左衛門心底ニ聊不叶義も有之候ハ、村方一統へ申觸れ其者ハ立返可申付など與申爲差儀ニモ無之節爲困り儀毎々有之事。

一 先年より村方神宮寺支配いたし來り候へ共我漫之取斗いたし仲ヶ間へ立會勘定無之事

一村方小百姓勘右衛門方へ治左衛門世話ニ而田地爲負勘右衛門死後右田地ニ付候辨年賣治左衛門方へ取込事。

一文政十二丑極月、銀百五十匁、右者小林極御請くずれ取込之事。

右の外、金額のはつきりした公金種領だけで八件を數えるが、特に注目を引くのは寛保元年地主仲間連合で決められた山林監理に關する村法度等が悉く蹂躪され、村法度なるものゝ本質を露呈すると同時に、違反の節は「仲間參會之上にて作略可有之」との殺し文句が全く逆用されている点である。

「退役之儀者勿論急度御咎も可有」との嚴しい言葉の裏に、「格別の御憐愍を以一應御糺も無之願之通り退役被仰付」れる

という慰撫するが如き言葉を用意した領主隠司は農業大切の前に兩者の調停を圖り、跡役については村方が推薦する頭百姓新兵衛、宇兵衛の兩人を承認するに及んで漸く對領主關係は完了した。然し村内秩序の再編成をめぐつては治左衛門の制裁を中心に尙暗逐を續けた。すなわち再び万願寺に集議した村方一統はその席上にて治左衛門と對談し、十九項目の罪狀の詰問糾問と責任の在り方を追求した。この間、治左衛門のエスケープを生じ、ます／＼農民の硬化を招いたが、革嶋兵庫、久我村庄屋宇右衛門（治衛門と同様、青土として蔭司縁に出世）、その外下村村庄屋

嘉右衛門等の斡旋の勞が功を奏し、妥協を結ぶに至つた。この場合、興味あるのは仲介者の態度であり、「一統江致同心來り候へ共治左衛門家不相續ニも可相成哉與氣之尋ニ存候」という發意に基く積極的活動は、下からの圧力が愈烈な時だけに、はつきりと同心の限界を表示している。かくて兩者の妥結点は、

①「治左衛門儀者他所隱居」②「己後村方表用之儀ニ付口入候儀決而致申問敷候」③「治左衛門相續之儀者以伴致相續候」④「伴迎も村方一統江對シ我儘無之様相愼可申候」その他取込條件に關しては仲介者一任の型で後日の違反に備えた最終的仕上が行われた。かくして、右の爭議の過程に多大の努力と時間がかけられ、農事を妨げること少からぬのがあつたため、この犠牲を曠い補償する意味で治左衛門の他村親類中より

村方え見舞洒料として金子二〇兩、又多くの田地を川嶋村にもつ下桂村八左衛門より金子一兩と酒五斗、同じく宇治井村右衛門より金子と酒が贈られ、集會その他の雜費に遣つて、殘金は村方一統に對し頭割りに一朱宛配當された。

以上のように二五日間にわたつた此の一件は罷免成功の中に落着するが、前述の如く、減免要求を或程度貫徹しうるも、尙中小クラス以下の農民生活が水害を直接の契機として危殆に瀕しているため、更に救米運動へと矛先は反轉するのである。すなわち、「其邊迎も（角嶋村近邊一大概庄）應御高御救米頂戴仕候儀小百姓共追々傳承仕候付右等を相含ミ私共へ毎日奉願上吳様申參候間實ニ不得已事奉願上候」と村の大勢は上部權力え向い、「寛政年中御救米頂戴仕候譯も有之候へ者當申年御救米二拾石斗り」を下されと要求を提出した。尤も、その後の経過については判然としないが、翌八年の新兵衛一件文書の中に、「當春御殿様も株内必至難澁之者江御救米被下置候」、又「御殿様御納戸金當村方江拜借仕候」とあるから、この要求を無視しえなかつたことは明白である。

村方の推薦により治左衛門の跡役を繼いだ新庄屋新兵衛と宇兵衛に對しても一統は決して手放しでなかつた。「先代庄屋役相家り勤致居候儀も有之……且又當村右兩人儀正路寬意之人物ゆへ」にこそ信任を與えたが、翌天保八年には既に新兵衛の赤

裸々な實態を把握している。彼等が素描した新兵衛とは凡そ次の通りであつた。

一 御殿様御納戸金當村方江拜借仕候内新兵衛少々自前拜借仕候而其證文相役宇兵衛方江差入可置管之處未其儘打捨置候一人人庄屋之在役儀此年之皆濟書百姓夫々江連ニ可認遣管之處未其儘打捨不遺方茂在之其ものより折々催促ニ及知らせ共未等閑ニ致シ置候事

一 兵庫宅へ先例村方諸入用勘定帳面年々一通り差入在之候處……是迎渡春來其儘打捨置候云々

一 當春御殿様株内必至難海之者江御救米被下置候處新兵衛義相役へ無相談えこひいきの取斗致シ候事

右の外、鷹司殿の御用提燈を私用したこと又無資格にかゝらざり帶刀し供召遅れたこと等が擧げられているが、單に指摘に止まるものか、或は再度リコールにまで發展したものは資料の制約上明瞭でない。然し鋭い政治的感覚に裏付けられた活動が絶えず村行政の上に注がれていたことを看取するならば、新兵衛の一件として決して看過しえないのである。

天保十年十一月、川嶋村の北部に位する隣村下桂村において庄屋伊兵衛リコールの問題が生じた。多額の借財に困惑した村は、その處理策として同年七月領主より銀子を拜借したが、この銀子の運用方法を立會勘定の下で審議する中に、當事件の發

端となる庄屋取込の非行が露顯したのである。庄屋取替を願出た口上書に基き、事件の概要を点描すると次の通り。銀子拜借の直後、借財が多額である關係上、近年の帳面閱覽を庄屋に乞うたところ、帳面の計算違いとして銀三五〇匁を申寄としたが、依然帳面の提示がないため、疑惑をもつた村方は執拗にその公開を迫つた。改めて年寄兩人を仲介に立會勘定の儀を提案するや、又々銀二五〇匁を間違と認めため、楯領の擴大は必定と村方一統が衆議に及べば、多人數の交渉は困るとの理由で申立をなし、結局仲介者を通じて取込の銀子三貫目を差出した。當銀子は早速領主に返還されたが、その後村方の生活困窮が増するや、再び庄屋の取込を懸念し、その退役を領主に願出た。銀子兵衛の七月から口上書日付の十一月迄少くとも五ヶ月間、退役が命ぜられぬまゝに伊兵衛の我意が増長するに反し、下層農民の生活が破綻に向つているため、對立は深刻であり、抗争は激烈であつたと容易に考えられる。

天保十一年、再び川嶋村において前庄屋治左衛門を被告に訴訟事件が起つた。原告は年寄と惣百姓であり、四年前の未解決事件の再發と考えられる。この訴訟の問題点を摘出すれば、①「田地賣買改之節惣百姓難儀仕候間古水帳二册相渡り候様ニ奉願候御事」②「惣作田地宛米帳請取引合見申度奉存候へ共……相渡シ不申候間御吟味被爲成下……相渡り申核ニ奉願候御

事」の二点であり、延寶六年と享保十二年の檢地帳及び元祿と寶永年号の惣作田畑宛米帳の譲り渡し要求である。然し治左衛門の職權悪用による不正事實が基底的内在となつてゐるため、新庄屋と檢地帳と宛米帳を引渡すことによつてのみ終りうるとは考えられなかつた。逆を言えば、だからこそ兩帳の引渡しは單純でなかつたのである。訴訟問題の①では専ら田地賣買の際反敵・分米等を檢地帳に照合する必要から返還が求められたに對し、②の場合には小作料に關聯する複雑性が孕まれている。元

來、應司領の高六六石五斗一合の無主惣作分の出畑は小高持乃至無高百姓により小作米下値で小作されていたが、この耕作農民の中に、困窮し家の斷絶する者や農耕不能により田畑を返納する者等が生じた。治左衛門はこの機會に乗じて、それらを親籍身寄の者に小作させ、徳用米を獨占する積暴を敢てやつたため、必然的に惣百姓の小作平等と機會均等の要求が起つて來たのである。小高持百姓を主体とした惣百姓は夫役人足等の課役を平等に負担していることを論據に大高持に訴えるが、直接利害關係をもたぬ大高持に何等の痛痒を與えず、解決に一頓挫を來したところ、天保七年の庄屋リコールが成功するや、當問題は即下に割合小作となり、平等化の要求を一應實現した。然し新庄屋に手渡された宛米帳は治左衛門の伴友右衛門の手跡になる新帳であつたため、從來の疑点は更に小作料にまで擴大

じ、殊に元祿・寶永年号の惣作田畑宛米帳を實見したという證人等があり、遂に當宛米帳の返還を求めざる裁判にまで至つたのである。この事件はこれ以上明かでないが、前述來の諸鬭争と同じく中下層農民が可成り適確なしかも厳しい批判力を備えており、時宜に適した判斷と行動をもつて、絶えず經濟的地位の改善を目標に各種の手段を巧妙に利用しながら地道な諸活動を續けていたことを知るのである。

#### 四

嘉永元年（一八四八）川嶋村に小作料減免問題が起つた。先づ騒動の概要を知りうる唯一の纏まつたものとして謄狀一札を掲げよう。尤も謄狀という特殊形式の性格上記載事項をそのまま客觀視しえないことは勿論である。

#### 一札之事

當八月大風洪水ニ而水損傷難澁之村方往々有之候處當村方之義者右等之愚も相違レ相應之年柄も有之候而取入仕及此度徒黨ケ間敷下作人一同申合セ御役人中並御高持衆中へ不當之義願出候處段々御呵嘯被仰付御理解之上格別之御勘辨を以田面壹反ニ付三升充引免被成候ハ、下作人一同難有可奉存候然ル上者極凶作之年逆も一同申合徒黨ケ間布義者已後決而仕間敷候若又格別之凶作等有之候節者獲入不仕候内銘々壹人立

實意を以直談御願可申上候爲後日一札如件

嘉永元年十一月晦日

高繩手町

藏四郎以下七五名連署加判

右の簡単な敘述から、純粹な小作人のみの結黨が地主勢力に對抗したことを當事の大きな特徴として指摘しうる。こゝで「純粹な小作人」というのは自小作人を除外した意味であり、「下作人之中ニモ自分少々田面所持いたし他之下作爲致候者ハ高持へ至ル」という自小作人の脱落は多大の影響を與えた。然し脱落した者は單に自小作人なる小高持百姓に限らず無高百姓にも及び、「寺方支配之輩は高ハ無之共高持之中へ至ル」又「下作人之中ニモ下作人タリ共高持之中へ至ル」等の如く、陣列は必ずしも統一されていなかつたのである。このことは天保七年の庄屋リコールの際、連判狀加盟者が一二八名であつたに對し、詫狀の連署加判者が七五名であり、約四割の縮減を示していることによつても明かであろう。この致命的欠陥は假令最後に結黨する者が一騎當千の猛者であつたとしても補いようべくもなく、又地主勢力がこれを不注意に看過しえよう筈はなかつた。すなわち「高持一同役人一同申合銘々田地取上ケ可申心底ニ相極メ地頭並公邊へも可罷出候心得候」という頑強な意思の統一と高圧的な對抗策が編み出され、これを旗印として強行

庄屋リコールの問題

した時、兩三夜の集會を重ねた小作人は地主を相手に到底成果を擧げうるものでなく、むしろ詫狀すら書かざるをえなかつた。然し「惣百姓」式結合形態から「小作人」式結合形態への移行は小高持百姓をも含んだ中間層の動向により決定づけられたとしても、この決定を基本的に方向づけたのは廣汎な小作人層の盛り上りでなからうか。適當な資料なきため土地所有階層別構成等からこれを檢證し斷定しえないが、例えば元文五年川嶋村鷹司領持高階層別構成から一層農民分化が進展したと假定するならば、中間層のもつ役割を新しく認識する必要以上に、たとえ敗北したりと雖も小作人層の激しく且新しい活動に注目する必要がある。次に中間層の動向を制約するものとして水害を無視しえない。諸鬪争の發生に對して水害が自然的條件を構成したことは元文五年及び天保七年更に嘉永元年の例によつても明かである。天保七年には反當り一石五斗の減免及び救米の拂下げ・納戸金の拜借等を庄屋リコールの成功と共に獲得したのに對し、嘉永元年では反當り三升であり、前者が惣百姓形態であつたに反し、後者は小作人形態であつたことは中間層の動向を通じて水害の程度が微妙に作用していることを裏書する。然し水害という偶然的條件が「天保型」と「嘉永型」なる對照的な結果を招來したというのでなく、中間層の歸趨に或程度を制約を與えたからこそ整頓しえないと云うのである。

第七十一卷

一五八

第二號

四三

註(1)(2)(3) 嘉永元申十一月車嶋兵庫有年記置「下作人詫り一札」の片隅に書かれた註記

(4) 右同年月、右同者「下作人詫り一札」に關する覺書

庄屋リコールを直接的にも間接的にも目標としないため、自ら従来のリコール鬭争と方針・手段・形態において異ならざるをえなかつたが、然し、それにしても尙且鬭争主体が漸次下層農民殊に小作人層に移行したのではなからうか。そして、この具体的形象が嘉永元年の小作料減免要求であつたと考えられる。

## 五

以上述べてきたところを結論として總括すれば次の如く要約される。

①領主入組支配の複雑性に基く領主権の弱화에反し、地主支配権が強かつたことは久我村の實證的研究を通じて既に論究されているところである。この山城國の特性は當然ながら農民鬭争に基底的な影響を與えた。すなわち強力な統一の領主権力が一國を完全支配する統治形態でなかつたため、各村落の連繫はおろか村落内部においても共同組織は容易に形成されず、全國的飢饉等の特殊の例外を除けば、群小の公家領主を單位とする

個別的鬭争に終始する場合が多かつたのである。このことは中世末の農民鬭争が桂川の灌漑利用を契機に莊園を越えた村落結合を成立せしめたことと著しい對照をなす。次に領主の弱体化に反比例し、強大化する地主は後期に至り庄屋役を勤める家が多かつたため、矛盾と摩擦の大部分はこゝを中心に接觸し對立した。故にこそ庄屋リコール問題の發生が見出されるのである。然し、單に庄屋という役割にのみ問題が集中されたのではなく、リコールなる問題を通して、小規模な裏作菜種の窮迫販賣、土地所有の集積と土地喪失者の隷屬小作人化、高額小作料の收得、水害に際しての恩惠的救済等の社會經濟的諸問題が集约化されていたことは云うまでもなからう。次に、合法的なリコールという手段を選んだのは、たとえその過程に徒黨等の禁令を犯すことがあつたとしても一大特質であり、中世末とは好對照をなす。この合法的手段を選んだ基本的原因として、領主と庄屋と地主の關係が考えられよう。すなわち縦の關係をもつ領主の本源的統治形式なる封建的支配と横の關係をもつ庄屋と地主の本源的統治形式なる共同体的支配が跛行的であり、庄屋と地主が領主権力と結託する特權の商人乃至は過酷な徴税の末端機構として農民に寫らず、逆に庄屋と地主が個人的能力を基礎に、富の蓄積と同時に搾取の矛盾を堆積した者として大きく浮び上つたに對し、領主が相對的に弱体なるものとして映じたた

めだろうと考えられる。

註(1) 古島敏雄氏編「寄生地主制の生成と展開」第二章

②庄屋リコールが百姓一揆の研究上問題になつたのは極く最近のことだと思ふ。資料の埋没と共に一揆研究の偏差が禍してか、従来餘り採上げられぬのみか、暴動しからずんば政治意識・階級意識の低迷と速断し勝ちであつた。黒正氏の「年表」だけでは私自身がこの点を疑問とし不明としたが、リコールの具体的内容並びに發生基盤の特殊條件を分析し、地道な闘争の中

に激しい政治的意欲を見出すに及び、改めて先進地域の諸闘争を再評價する必要を痛感したのである。

註(1) 津田秀夫氏「攝津型地域における百姓一揆の性格」

(歴史評論、一九五一年三月号)

(2) 右の論文はこの点について鋭く把握され、尙綿作地帯において展開されているのは注目される。

(一九五二、一一稿)

附記 本稿は文部省科擧研究費による研究報告である。同報

告は京大國史教室の池田、湧田兩氏の御協力をえた。